

取引資格取得料等の見直しについて

2020年10月27日
株式会社東京商品取引所

I 趣旨

今後、当取引所が総合エネルギー市場として多様な市場参加者のニーズに応えていくにあたり、取引参加者の拡大は重要な観点であり、多様な投資家が取引資格を取得しやすい環境を整備することが必要であるものと考えます。

現在、当取引所の取引資格の取得に際しては、1商品市場ごとに1,000万円の取引資格取得料の納入が必要となり、また、取引資格の名義変更についても手数料が必要となりますが、大阪取引所における取引資格取得料の水準等を踏まえ、以下の見直しを行います。

II 概要

項目	内容	備考
取引資格取得料の見直し	<ul style="list-style-type: none">取引資格取得料の額を、以下のとおり引き下げます。<ul style="list-style-type: none">1商品市場ごとに100万円	<ul style="list-style-type: none">現在の取引資格取得料の額は以下のとおりです。<ul style="list-style-type: none">1商品市場ごとに1,000万円ただし、アルミニウム市場については、当面の間、500万円
名義変更手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none">現在100万円の名義変更手数料を無料とします。	<ul style="list-style-type: none">東京証券取引所及び大阪取引所においては名義変更手数料に該当する手数料を定めていないことを踏まえ、上述の取引資格取得料の額の引下げと併せ、名義変更手数料を無料とします。

III 施行日（予定）

- 実施時期は2020年12月を目途とします。

以上